

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を1回まで延長してご利用できる場合があります。

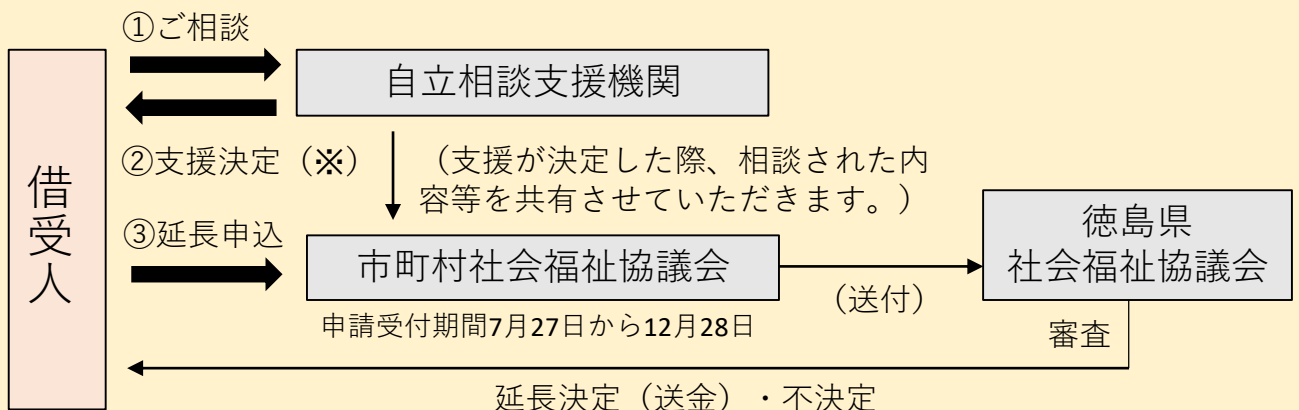
貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、**令和2年12月までに3月目である貸付期間が到来**することが必要となります。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。まずは、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。



申請時に必要な書類等

- ◆住民票 ◆預金通帳 (送金口座) ※申請者本人 (ただし、前回申請時から変更がない場合は不要)
- ◆印鑑 (申込書や借用書捺印のため)